

1) 鎌倉市議会平成24年12月定例会での報告内容について

1 報告事項

「武田薬品湘南研究所による漏出事故後の状況について」

2 報告日等

平成24年12月12日(水) 観光厚生常任委員会

3 報告内容

資料1-1のとおりです。

なお、報告に伴う資料は、次のものを使用しました。(資料番号は議会提示資料番号)

資料1 平成23年12月26日付、市長から武田薬品への要請文

資料2 平成23年6月2日開催の連絡会資料

※当連絡会での資料であるため、添付省略しました。

資料3 武田薬品との協定書に基づく覚書

4 報告に対する質問等

資料1-2のとおりです。

○「武田薬品湘南研究所による漏出事故後の状況について」報告内容

鎌倉市議会平成 24 年 12 月定例会 観光厚生常任委員会
平成 24 年 12 月 12 日（水）

平成 23 年 11 月 30 日に、武田薬品工業株式会社湘南研究所で発生した汚染水漏出事故については、同年 12 月 21 日開催の観光厚生常任委員会に、漏出事故の状況、事故後の対応を報告しており、その後、委員各位に 12 月 21 日付で、武田薬品から市に提出された「事故の再発防止策を含めた報告書」及び同社への指導・注意等に関する文部科学省の報道発表資料をお届けしています。

さらに、資料 1 のとおり、市長から 12 月 26 日付で、武田薬品に対して文書により、湘南研究所の安全・安心の確保について要請を行いました。

また、本年 2 月 28 日開催の当委員会での、「武田薬品湘南研究所との間に鎌倉市が市民・専門家を加えた安全協議会を設置するよう求める陳情」の審議に伴い、地域住民の代表・鎌倉市・武田薬品との間で設置している連絡会の状況、この連絡会で必要に応じて専門家参加の対応をする考え方であること、現状で連絡会の傍聴は認めていないが会議の議事録・資料等は全て公開していることなどを理由に、現時点で、新たに陳情にある安全協議会を設置することは考えていないことをご説明しています。

こうした経緯を含めまして、漏出事故後の状況についてご報告します。

資料 2 をご覧ください。

武田薬品は、国の指導も受けて漏出事故を起こした設備の原因究明と再発防止策を平成 23 年 12 月中に完了させ、本年に入って、包括的対策を検討して類似設備を含めた対策を平成 24 年 2 月に完了させています。

なお、その状況については、鎌倉市も条例に基づく許可権限を持つ藤沢市とともに、立ち入り調査により確認しています。

その後、武田薬品は、研究所全体の安全性評価について、外部機関に調査を依頼しています。

外部機関による遺伝子組み換え関連排水施設の調査も 6 月に終了しています。現在は、研究所全体の調査も終了し、外部機関から指摘された事項の改善等に取り組んでいるところです。

なお、こうした取り組みは、鎌倉市にも報告書が提出される予定です。

さて、連絡会の開催ですが、平成 24 年 6 月 2 日に、本年度第 1 回の連絡会を開催しております。

本市からは、市議会に提出された陳情と、審議に伴う市の説明内容、武田薬品との協定書第 22 条の運用について藤沢・鎌倉・武田との協議状況、また、平成 24 年 4 月から 5 月にかけて、市民から市へ提出された「研究所施設の実験廃液の一括処理施設の稼働中止を求める要請」等と、「昨年の事故時に国も立入調査を行い、現場を確認し

ており、今後も、条例に基づく権限を持つ藤沢市と連携を取りながら対応していくため、現時点で、要請にある申し入れを行う段階とは考えていない」という回答をしている状況を説明しました。

また、武田薬品からは「環境測定結果報告」のあと、昨年の「漏出事故関連報告」として、先ほど一部をご報告しましたが、事故の再発防止策について類似設備を含めて完了させた後、研究所全体の安全性評価について、平成24年9月中の終了を目途に外部機関に調査を依頼して、指摘事項の改善に取り組む予定について、説明がありました。

連絡会での主な質疑は、資料2に記載のとおりですが、内容は、出席者の確認を得た後、資料と合わせて本市及び武田薬品のホームページ上でも公開しています。

その後平成24年11月に、武田薬品からは、外部機関の調査も終了し、研究所全体の改善の取り組み状況について、次回の連絡会で説明したいとの意向が示されましたので、藤沢市とも連携をとりつつ、開催日を調整している状況です。

また、資料3として、武田薬品との協定書に基づく覚書を用意していますが、武田薬品からは、法令改正等の状況を踏まえて、排出基準の管理目標の一部修正に関して打診を受けましたので、これについての対応も検討しています。

修正するのは、1,1-ジクロロエチレンの数値と、新たに1,4-ジオキサンが項目として加わります。

修正する管理目標は、法令基準を上まわるものとなるものと考えていますが、覚書の一部改定などについては、委員各位に情報提供等したいと考えております。

○報告に対する質問等

鎌倉市から鎌倉市議会への報告に対する観光厚生常任委員会での質問等は次のとおりでした。

委員：漏水事故後、研究所全体の調査を外部機関が実施し、秋ごろにその調査結果が出ることになっていたが、結果は出ているのか。

環境保全課：外部機関の調査報告書が武田側に提出されていることは承知している。

委員：そのような報告は早くしてほしい。不安に思われている市民もあり、事故後一年以上議会に報告がなかった。現状をこまめに報告するように働きかけてほしい。

環境保全課：外部調査機関の指摘に伴う改善策の取り組みについては、市民が分かりやすく安全・安心を感じられるような報告内容にしてほしいと要請している。また、ご指摘のあったことも、機会あるごとに報告するようにしたい。

委員：市長から武田に安全安心確保について要請していることも踏まえて、武田に対して外部機関の調査報告についても、市民にきちんと説明する場を設けるよう武田側に伝えてほしい。

環境保全課：本日の議会での議論の状況については、連絡会を通じて武田や住民に伝えたい。

委員：国の基準からみてどうなのかと、市民から指摘されている。遺伝子組み換え生物の排水処理について、市はどのような認識を持っているのか。

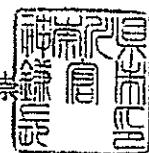
環境保全課：ご指摘の処理方法については、法令が整備され、国の権限のもとで安全が確保されていくものであり、今回の事故後、国も立入調査を行い指導している。対策は終了し、法令違反はないと考える。

ただ、市民の中には、不安に思われる方も多いと思うので、不安解消のためのアナウンスは必要であり、連絡会を通じて武田にも伝えたい。

鎌環保 第2694号
平成23年12月26日

武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 長谷川閑史 様

鎌倉市長 松尾



○ 武田薬品工業株式会社湘南研究所の安全・安心の確保について(要請)

寒冷の候、貴社におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、去る11月29日から30日に貴社湘南研究所において汚染水の漏出事故が発生したことについては、鎌倉市といたしましても、極めて残念な事態であったと考えております。

また、鎌倉市民及び鎌倉市の貴社に対する信頼に影響を及ぼす事態であると言わざるをえません。

今回の事故から明らかになった連絡体制や事故発生の未然防止策などの課題については、施設面の恒久措置、近隣住民の不安解消を図るために対策及び再発防止対策を定めたとの報告をいただいているところです。

今後は、これらの対策を確実に遂行してください。

併せて、改めて、貴社湘南研究所の全体の安全確保対策や非常時の対応について再点検をお願いいたします。

私たちは、東日本大震災の教訓から、事故や自然災害による被害に「想定外」ということがあってはならないと学びました。

市民の安全・安心の確保のために、貴社におかれましても危機管理に誠心誠意取り組まれますことをお願いいたします。

(事務担当)

鎌倉市環境部環境保全課 斎藤
電話 0467-61-3420 (ダイヤル1)

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書

鎌倉市（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）は、平成23年2月14日に締結した「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関し、協定第29条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 協定第7条から第10条で規定する管理目標とは、乙が環境保全を図る上で、良好な研究所（協定の前文に規定する研究所をいう。以下、覚書において同じ。）の運営・管理を行うために、甲乙協議した上で乙が自主的に設定する管理値である。ただし、当該数値は法令と同等又は法令より厳しいものとする。

第2条 管理目標を次のとおり定める。

- (1) 協定第7条の管理目標は、別表1のとおりとする
- (2) 協定第8条の管理目標は、別表2のとおりとする
- (3) 協定第9条の管理目標は、別表3及び別表4のとおりとする
- (4) 協定第10条の管理目標は、別表5のとおりとする

2 前項に定める管理目標は、良好な研究所の運営・管理を行なうために、研究所稼働後1年程度の運営実績を勘案し、甲乙協議した上で、乙が必要に応じて見直し、甲に報告する。また、法令の改正等社会情勢の変化に対応する場合も同様とする。

○ 第3条 甲及び乙は、協定第4条のリスクコミュニケーションにあたっては、玉縄自治町内会連合会の協力を得て、情報の周知・伝達に努める。

2 甲及び乙は、協定第4条の地域住民との相互理解を推進するために、研究所近隣の自治町内会の協力を得て、環境保全に関する連絡会を設置し、交流や意見交換を行うものとする。

3 前項の連絡会は、少なくとも年1回以上開催し、その庶務は甲が行う。

第4条 乙は、協定第12条から第16条を遵守するため、社内規定類を整備するものとする。

第5条 乙は、協定第12条から第14条に規定する実験に係る設備の定期点検記録を5年間保存する。

第6条 乙は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・環境省告示第1号）の第二 2 遺伝子組換え生物等の取り扱いに係る体制の整備に関する事項に基づき、遺伝子組換え生物等の安全な取り扱いについて検討する委員会（以下「安全委員会」という。）を設置する。

- 2 乙は、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針（以下「指針」という。）に規定するDNA組換えの作業を行うに当たっては、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置等について、安全委員会の承認を得るものとする。
- 3 乙は、前項の承認を得たDNA組換えの作業について、指針が定める様式第1により、速やかにその作業概要等を甲に報告するものとする。この場合において、報告内容に変更が生じた場合も同様とする。

第7条 乙は、協定第14条に規定する微生物について、P3施設を使用する必要のある病原性の強い特定病原体は取り扱わない。万一取り扱う必要が生じた場合は、甲と協議するものとする。

第8条 乙は、協定第17条に規定する廃棄物対策について、実験動物の焼却は外部へ委託する。

第9条 乙は、協定第18条第3項及び第19条第3項に規定する教育訓練の実施記録を5年間保存する。

第10条 乙は、鎌倉市内で震度5強以上の地震があったときは、速やかに設備等の点検を行い、周辺環境への影響の有無について、甲に報告するものとする。

第11条 協定第22条に規定する「事故」とは、天災、破壊、漏えい、火災若しくは爆発等が起こり、環境に影響を及ぼし、または及ぼす恐れがある場合をいう。

- 2 協定第22条の第4項に規定する「鎌倉市の地域住民」とは、玉縄自治町内会連合会に所属する自治会・町内会の区域内に居住する者とし、同行者については、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。
- 3 協定第22条の第4項に規定する「鎌倉市の地域住民」の同行は、甲の立入検査の立会いとし、同行人数は甲乙協議の上決定する。

第12条 協定第23条に規定する自主測定の実施回数は、別表1から別表5のとおりとする。

2 実施結果の甲への報告回数は年1回、記録の保存期間は測定後5年間とする。

3 乙は、常時監視している測定データについては、地域住民が見ることが出来るよう努める。

第13条 乙は、協定第25条第2項に規定する苦情の受付は、休日・夜間も対応できる体制を整える。

第14条 甲及び乙は、研究所周辺の良好な生活環境の保全のため、協定及び覚書の履行状況等の確認を行うため、少なくとも年1回は協議を行う。

2 前項の協議の結果、覚書の改定が必要となったときは、遅滞なく改定するものとする。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年2月14日

甲 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市

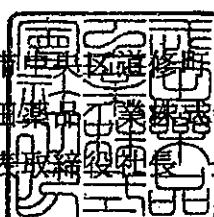
市長 松尾 崇



乙 大阪市東住吉区福修町四丁目1番1号

武田製品工業株式会社

代表取締役社長 長谷川 閑史



別表1 大気汚染に係る管理目標

1 ボイラー

項目	法令基準値	管理目標	測定頻度
ばいじん	0.3 g/m ³ N	0.05 g/m ³ N	2回/年
窒素酸化物	45.7 ppm	30.5 ppm	2回/年

備考 1 排ガス中の酸素濃度は、5%とする。

2 排ガスの測定方法は、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 ガスエンジン

項目	法令基準値	管理目標	測定頻度
ばいじん	0.11 g/m ³ N	0.04 g/m ³ N	2回/年
窒素酸化物	90.4 ppm	18 ppm	2回/年

備考 1 排ガス中の酸素濃度は、11.5%とする。

2 排ガスの測定方法は、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

別表2 水質汚濁に係る管理目標

単位 mg/L (※の項目は除く)

項目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素(TOC)	—	250	常時
浮遊物質量(SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度(pH) ※ (単位は無し)	5~9	5.8~8.6	常時
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物(溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
沃素消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位°C)	45	40	常時

カドミウム及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
シン化合物	1	0.5	1回/月
有機燐化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.5	0.25	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロロエチレン	0.3	0.15	1回/月
テトラクロロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1, 1-ジクロロエチレン	0.2	0.1	1回/月
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1, 1, 2-トリクロロエタノール	0.06	0.03	1回/月
1, 3-ジクロロプロパン	0.02	0.01	1回/月
チカラム	0.06	0.03	1回/月
シマツン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルバ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふつ素及びその化合物	8	4	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。

別表3 騒音に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C, D)

	管理目標 (dB)				測定頻度
	A	B	C	D	
午前8時から午後6時まで	65	62.5	62.5	62.5	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時 まで	62.5	60	60	57.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	52.5	52.5	50	4回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 非住居系区域 (E, F, G)

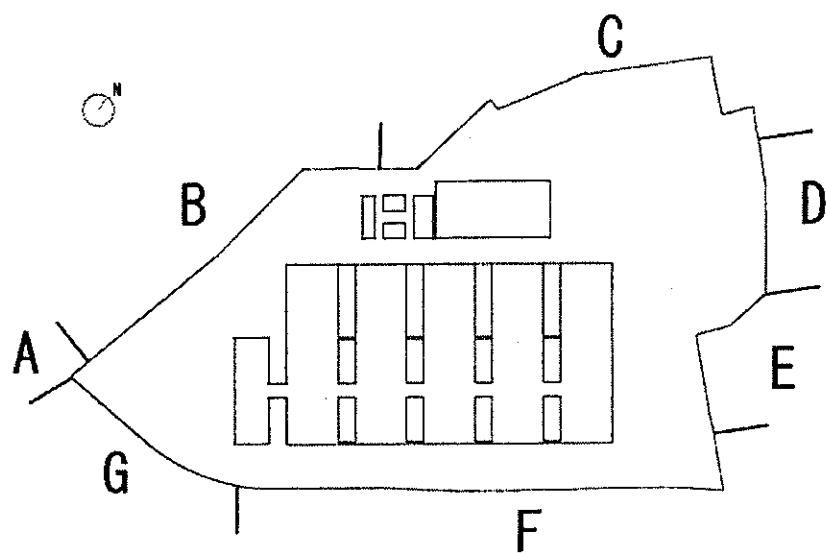
	管理目標 (dB)			測定頻度
	E	F	G	
午前8時から午後6時まで	70	75	70	4回/年
午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後11時まで	65	75	67.5	4回/年
午後11時から午前6時まで	55	65	57.5	4回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位 : dB)

	A	B	C	D	E	F	G
午前 8 時から午後 6 時まで	65	62.5	70	62.5	70	75	70
午前 6 時から午前 8 時まで 及び午後 6 時から午後 11 時 まで	62.5	60	65	57.5	65	75	67.5
午後 11 時から午前 6 時まで	55	52.5	55	50	55	65	57.5



別表4 振動に係る管理目標

1 住居系区域 (A, B, C, D)

	管理目標 (dB)				測定頻度
	A	B	C	D	
午前8時から午後7時まで	65	65	65	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	60	60	55	4回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

2 非住居系区域 (E, F, G)

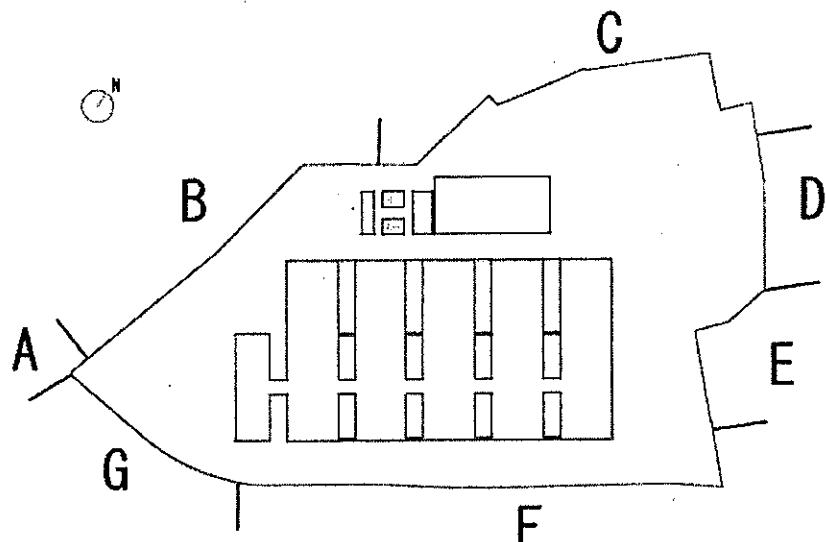
	管理目標 (dB)			測定頻度
	E	F	G	
午前8時から午後7時まで	70	70	65	4回/年
午後7時から午前8時まで	60	65	60	4回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定める方法とする。

(参考) 法令基準値 (単位 : dB)

	A	B	C	D	E	F	G
午前8時から午後7時まで	65	65	70	65	70	70	65
午後7時から午前8時まで	60	60	60	55	60	65	60



別表5 悪臭に係る管理目標

	法令基準	管理目標	測定頻度
臭気指数	15	10	1回/年

備考 1 測定の地点は、研究所の敷地境界線上の地点とする。

2 測定方法は、悪臭防止法に定める方法による。

2) 武田薬品との協定書に基づく覚書の一部改定について

1 一部改定の理由

鎌倉市は、平成23年2月14日に、武田薬品工業湘南研究所に関して、地域住民の安全と健康を守り、生活環境の保全及びその環境保全対策の推進を目的として、同社との間で「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書」を締結し、これに基づく覚書で管理目標等について定めています。

この覚書の一部改定は、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、この覚書にある水質汚濁に係る管理目標の一部変更について、既覚書の一部を改定する覚書を締結したものです。

2 改定の内容

上記の法令改正に伴い、覚書にある水質汚濁に係る管理目標の一部（1, 1-ジ クロロベンゼン・1, 4-ジオキサンの2項目）を改定する覚書を締結するものです。

いずれの項目の管理目標も法令基準を上回るものであり、環境保全対策上全く支障のないものと判断したものです。

3 実施の方法等

- (1) 平成24年12月28日に、別添のとおり覚書を締結しました。
- (2) 覚書改定については、平成25年1月11日に、本市ホームページで公表しました。

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書
に係る覚書の一部改定について

鎌倉市と武田薬品工業株式会社とは、両者間の平成23年2月14日付「武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する協定書に係る覚書」第2条第1項第2号に掲げる別表2につき、以下の改定理由に記載の法令改正後、当該法令改正に従った管理を行っているところ、今般当該法令改正を踏まえて、同条第2項に基づき、別表2に記載の基準の一部を見直した結果、別表2を別紙のとおり改める。

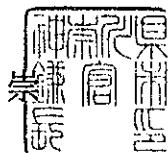
【改定理由】

- 1 「下水道法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第332号。同年10月28日公布、同年11月1日施行）」により下水道法施行令第9条の4に掲げる1,1-ジクロロエチレンについての特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が改正されたこと
- 2 「下水道法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第148号。同年5月23日公布、同年5月25日施行）」により1,4-ジオキサンが下水道法施行令第9条の4の特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準に係る物質として追加されたこと

平成24年12月28日

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市長 松尾



大阪市中央区道修町西丁目1番1号

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長

長谷川 閑史



別表2 水質汚濁に係る管理目標

項目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素(TOC)	—	250	常時
浮遊物質量(SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度(pH) ※ (単位は無し)	5~9	5.8~8.6	常時
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物(溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
沃素消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位°C)	45	40	常時

カドミウム及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ジン化合物	1	0.5	1回/月
有機燐化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.5	0.25	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロロエチレン	0.3	0.15	1回/月
テトラクロロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1, 1-ジクロロエチレン	1	0.5	1回/月
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.03	1回/月
1, 3-ジクロロプロパン	0.02	0.01	1回/月
チウラム	0.06	0.03	1回/月
シマジン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルブ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふつ素及びその化合物	8	4	1回/月
1, 4-ジオキサン	0.5	0.25	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。